

⑥児童扶養手当法に基づく調査について

児童扶養手当は、父母の離婚などで父または母と生計を共にしていない児童を養育している家庭（ひとり親家庭）の自立促進と生活安定のため、児童扶養手当法に基づいて支給されます。

受給者は、届出内容に変更事由が生じた場合、速やかに手当の支給機関に届出をすることとなっていますが、届出をせずに不正に受給している事案が発生しています。

届出を怠ったり偽ったりして不正に受給をしていた場合には、支給停止はもちろんのこと、不正受給期間の手当は返納となり、悪質な場合には、3年以下の懲役または30万円以下の罰金に処される場合もあります。

市では、受給資格の有無や手当の額の決定をするため、職員が受給資格者の家庭を訪問しての質問や時には必要な書類の提出を求めることもあります。支給事務を適正に行うための手続きですので、ご理解とご協力をお願いします。

なお、入籍していない場合でも、婚姻と同様の形態（同居または家賃や食費などの経済的協力）である場合には受給資格を喪失しません。

問 子ども福祉課（内線 163）

⑦野外焼却はやめましょう

家庭から出るゴミを野外で焼却することは、法律で禁止されています。

なお、栗など果樹のせん定枝や稲刈り後のわら等を野外焼却する場合は、周辺の家屋に迷惑を及ぼさないよう十分に配慮してください。

問 環境保全課（内線 127）
笠間支所生活課（内線 72173）
岩間支所生活課（内線 73162）

⑧＜介護保険＞要介護（要支援）認定を受けている方の税控除（障害者控除）について

納税者本人または生計を一にする方が、所得税法および地方税法上の障害者に該当する場合は、一定額の所得控除（障害者控除）を受けることができます。

65歳以上で要介護（要支援）認定を受けている方は、障害者手帳などが交付されていなくても、障害者と同程度であると福祉事務所長が認定する場合は、障害者控除の対象となります。

この場合、「障害者控除対象者認定証」が必要になりますので、認定証が必要な方は、申請して事前にご用意ください。

申請場所 高齢福祉課または各支所福祉課
必要なもの 対象者の印鑑

申請期限 12月28日（火）

※主治医意見書で心身の状態を確認します。
認定された方には認定証を、該当しなかった方には非該当通知書を、申請日の翌日以降に交付します。

申・問 高齢福祉課（内線 173）
笠間支所福祉課（内線 72164）
岩間支所福祉課（内線 73172）

⑨生ごみ処理容器購入費補助制度のお知らせ

生ごみ処理容器を購入される市民の方に購入費の一部を補助します。

コンポスト（1世帯当たり2基以内）
購入価格の2分の1、ただし3,000円を限度
電動式生ごみ処理機（1世帯当たり1基）
購入価格の2分の1、ただし30,000円を限度

※補助申請には印鑑と領収書が必要です。

申・問 環境保全課（内線 127）
笠間支所生活課（内線 72123）
岩間支所生活課（内線 73162）

⑤使用済み廃食用油（植物油）の回収を開始しました

皆さんの家庭でいらなくなったてんぷら油を12月1日より回収しています。環境にやさしいまちづくりを推進し、河川の汚染防止や下水道処理への負担を軽減するため、皆さんの家庭から排出される廃食用油の回収にご協力をお願いします。

回収日時	月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）午前9時～午後5時
回収場所	環境保全課窓口および各支所生活課窓口
出し方	廃食用油はこして、ペットボトルに入れ、漏れないようキャップを閉めて、回収窓口へ持ってきてください。

回収可能な油		回収不可能な油	
菜種油（キャノーラ）	植物油	鉱物油（エンジンオイル等）	鉱物油
大豆油		牛脂	動物油
コーン油		豚油（ラード）	
サンフラワー油（紅花）		魚油	植物油
ヒマワリ油		ヤシ油	
綿実油	パーム油		
ゴマ油		ショートニング	

【廃食用油の出し方の注意】

- ・回収容器（ペットボトル）は事前に内部を洗浄し、よく乾かしてください。
- ・油かす等は出来る限り取り除いてください。
- ・回収可能な油以外の油は混ぜないでください。
- ・回収容器は返却しませんのでご注意ください。
- ・期限切れ等で未開封の食用油は、そのままの容器でお持ちください。
- ・回収対象は家庭からの廃食用油のみです。事業所（食堂含む）は専門業者にご相談ください。
- ・回収不能な油はお預かりしません。
- ・廃食用油を凝固剤などで固めたものはお預かりしません。

※調理後の天ぷら油は高温ですので、十分冷ましてからペットボトルへ移してください。ペットボトルの変形、破損による火傷やけがの恐れがあります。

問 環境保全課（内線 127） 笠間支所生活課（内線 72123） 岩間支所生活課（内線 73162）



「申」は申込み先、「問」は問合せ先の略です。 ③ページ